



Walkable City
Minakama

条例案の概要

(美濃加茂市議会第1回定例会資料)

令和3年2月24日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
承第 3号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市介護保険条例及び美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について）	1
議第 1号	美濃加茂市役所連絡所設置条例及び美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	3
議第 2号	美濃加茂市情報公開条例等の一部を改正する条例について	4
議第 3号	美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	7
議第 4号	美濃加茂市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について	8
議第 5号	美濃加茂市福祉医療助成に関する条例の一部を改正する条例について	9
議第 6号	美濃加茂市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	1 1
議第 7号	美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例について	1 2
議第 8号	美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 3
議第 9号	美濃加茂市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 5
議第 10号	美濃加茂市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 7

議第 1 1 号	美濃加茂市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 9
議第 1 2 号	美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	2 1
議第 1 3 号	美濃加茂市中部台地住居地域地区計画及び工業地域地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について	2 3
議第 1 4 号	美濃加茂市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	2 4

[承第3号]

美濃加茂市介護保険条例及び美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する
条例について

【議案書：39頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）
条例改正に影響する施行日	令和3年2月13日 （公布の日（令和3年2月3日）から起算して10日を経過した日）
改正された法令	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）
条例改正に影響する条	附則第1条の2

○ 条例改正趣旨

法改正に伴い、「新型コロナウイルス感染症」の定義について改正する必要が生じたため所要の改正を行ったもの。

<新型コロナウイルス感染症の定義>

旧	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号） 附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症
新	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市介護保険条例の一部改正

○ 定義の改正（第8条関係）

保険料の減免規定における新型コロナウイルス感染症の定義を改正します。

第2条 美濃加茂市国民健康保険条例の一部改正

○ 定義の改正（第6条の2及び附則第8項関係）

傷病手当金の規定及び保険料の減免規定における新型コロナウイルス感染

症の定義を改正します。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行の日から施行する。

〔議第 1 号〕

美濃加茂市役所連絡所設置条例及び美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：43頁】

◎ 改正の概要

伊深交流センターの建替えに伴い、交流センター及び併設する連絡所の位置を変更し、また交流センターの部屋の区分及び使用料を改めて定めるものです。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市役所連絡所設置条例の一部改正

○ 位置の変更（第 2 条関係）

伊深連絡所の地番を変更します。

名称	改正後の位置
美濃加茂市役所伊深連絡所	美濃加茂市伊深町 9 2 7 番地 1

第 2 条 美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

○ 位置の変更（第 2 条関係）

伊深交流センターの地番を変更します。

名称	改正後の位置
伊深交流センター	美濃加茂市伊深町 9 2 7 番地 1

○ 使用料の設定（第 7 条（別表）関係）

新しい伊深交流センターの区分及び金額を定めます。

区分	金額			
	8：30～ 12：30	13：00～ 17：00	17：30～ 22：00	8：30～ 22：00
会議室 1	600円	600円	600円	1,800円
会議室 2	800円	800円	800円	2,400円
会議室 3	800円	800円	800円	2,400円
会議室 4	600円	600円	600円	1,800円
調理室	800円	800円	800円	2,400円
多目的室	400円	400円	400円	1,200円

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和 3 年 5 月 1 日から施行します。

〔議第 2 号〕

美濃加茂市情報公開条例等の一部を改正する条例について

【議案書：45頁】

◎ 改正の概要

当市の審査請求における手続については、情報公開請求及び保有個人情報開示請求に対するもの（審理員手続を適用しないもの）とこれら以外の行政処分に対するもの（審理員手続を適用するもの）の2種類の手続が存在しています。

平成28年の行政不服審査法の改正趣旨である「審理の公正性・透明性を高めること」「簡易迅速な手続の確保」を達成するため、全ての行政処分（不作為を含む。）に対して審理員手続を適用するよう改正を行うものです。

また、審理員手続の適用に併せて附属機関を次のとおり見直します。

- ①行政不服審査法第81条第1項の機関として、法定の手続を行うために「美濃加茂市行政不服審査会」を新たに設置します。
- ②情報公開と個人情報保護については、一体的な方針のもと事務を遂行することが望ましいため、美濃加茂市情報公開審査会と美濃加茂市個人情報保護審査会の二つを「美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会」に統合します。

【審査請求の手続】

<現行>

処分の区分	情報公開請求 保有個人情報開示請求	左記以外の行政処分
審査機関	情報公開審査会	情報公開審査会
審理員の適用	なし（行政不服審査法第9条ただし書）	あり（非常勤特別職として弁護士を選任）
審査手続	各条例の規定に基づく手続	行政不服審査法の規定に基づく手続

<改正後>

処分の区分	全ての処分
審査機関	行政不服審査会（新設）
審理員の適用	あり（非常勤特別職として弁護士を選任）
審査手続	行政不服審査法の規定に基づく手続

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市情報公開条例の一部改正

○ 審理員手続の適用（第11条の2関係）

情報公開請求に対する審査請求について審理員手続を適用させるため、行政不服審査法第9条第1項ただし書の規定による審理員手続を除外する規定を削ります。

○ 行政不服審査法に基づく審査請求の手続に統一（第12条、第12条の2、第14条及び第15条関係）

審理員手続を適用させることにより審査請求の手続が行政不服審査法に基づくものとなるため、審査請求の手続を規定している条文が不要となることから当該規定を削ります。

○ 情報公開審査会の見直し（第13条関係）

美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会とし、設置の根拠規定を美濃加茂市附属機関の設置に関する条例に移行するため当該規定を削ります。

第2条 美濃加茂市個人情報保護条例の一部改正

○ 審理員手続の適用（第22条の2関係）

保有個人情報開示請求に対する審査請求について審理員手続を適用させるため、行政不服審査法第9条第1項ただし書の規定による審理員手続を除外する規定を削ります。

○ 行政不服審査法に基づく審査請求の手続に統一（第23条関係）

審理員手続を適用させることにより審査請求の手続が行政不服審査法に基づくものとなるため、審査請求の手続を規定している条文が不要となることから当該規定を削ります。

○ 個人情報保護審査会の見直し（第24条関係）

美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会とし、設置の根拠規定を美濃加茂市附属機関の設置に関する条例に移行するため当該規定を削ります。

第3条 美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部改正

○ 美濃加茂市行政不服審査会及び美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会の設置（別表関係）

別表に次の項目を追加します。

附属機関名	美濃加茂市行政不服審査会	美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会
所掌事務	行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき、同法の	(1) 情報公開に関すること。 (2) 美濃加茂市個人情報保

	規定によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。	護条例の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。
委員の構成	(1) 学識経験を有する者 (2) 市長が適当と認める者	(1) 学識経験を有する者 (2) 市長が適当と認める者
委員の定数	7人以内	7人以内
委員の任期	2年	2年

第4条 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

○ 美濃加茂市行政不服審査会委員及び美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会委員の報酬等の設定（別表関係）

別表に次の項目を追加します。

区分	美濃加茂市行政不服審査会委員	美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会委員
根拠となる法律、条例等	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例	
報酬の額	日額11,000円（職務の時間が2時間以上4時間未満の場合は5,500円、2時間未満の場合は3,000円）	
費用弁償	美濃加茂市職員の旅費に関する条例に規定する一般職の職員の旅費に相当する額	

◎ 施行期日等（附則）

- この条例は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に請求のあった審査請求から適用します。
- この条例の施行の際現に裁決がなされていない審査請求については、なお従前の例によります。

〔議第 3 号〕

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：57頁】

◎ 改正の概要

別表の備考で「別表に掲げる者のほか、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する職にある者については、規則で定める。」と規定しておりますが、その身分が地方公務員法第3条第3項第3号に該当する場合は、美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する規則で定めることを明確にするため、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 別表備考の改正(第2条(別表)関係)

別表備考の「別表に掲げる者のほか、」を削除し、その身分が地方公務員法第3条第3項第3号に該当する場合は、規則で定めることを明確化します。

○ 地方公務員法第3条第3項第3号に該当する職の削除(第2条(別表)関係)

別表中、地方公務員法第3条第3項第3号に該当する「保健衛生事業に伴う医師等」を規則で定めるため削除します。

◎ 施行期日(附則)

この条例は令和3年4月1日から施行します。

◎ 改正の概要

会計課における郵便切手の販売については、パスポート用の収入印紙の販売に併せて、「郵便切手類販売所」として平成27年12月から販売していますが、需要が少なく販売金額、販売手数料共に少額となっています。

また、日本郵便業務委託規約の改正により、令和3年4月1日から「郵便切手類販売所」において最低限常備する郵便切手類等として、63円切手、84円切手、94円切手、120円切手、通常はがき及び200円収入印紙の6種類が指定されるため、大量の郵便切手等を在庫として抱えることとなり、在庫の処分が困難となることが予想されます。

以上のことから、「印紙売りさばき所」として収入印紙のみを取り扱うこととし、郵便切手類の販売を取りやめることに伴い条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 販売する種類のうち郵便切手を削除（第1条関係）

販売する種類を「収入印紙、岐阜県収入証紙及び郵便切手類」から「収入印紙及び岐阜県収入証紙」に改めます。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和3年4月1日から施行します。

〔議第 5 号〕

美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：61頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)
条例改正に影響する施行日	令和2年10月1日 (個人番号カードの健康保険証利用の運用については令和3年3月1日となっており、運用開始に合わせて、条例改正を令和3年3月1日とする。)
改正された法令	健康保険法(大正11年法律第70号) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
条例改正に影響する条	健康保険法第63条第3項、国民健康保険法第36条第3項、高齢者の医療の確保に関する法律第64条第3項及び船員保険法第53条第6項

○ 条例改正趣旨

現在、福祉医療費助成において、医療機関等で健康保険証と福祉医療費受給者証を提示し、健康保険資格と福祉医療費受給者であることを確認した上で助成を行っています。

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、医療機関等で療養を受ける際、マイナンバーカードのICチップの電子証明書を用いて、被保険者の資格確認するオンライン資格確認が可能となるため、健康保険証の提示以外での資格確認方法に対応できるように必要な改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 受給者証の提示方法の改正(第10条関係)

改正前	改正後
社会保険各法による被保険者証、加入者証若しくは組合員証又は高齢者医療確保法による被保険者証に添え	社会保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員若しくは被扶養者又は高齢者医療確保法の規定による

て受給者証を提示するものとする。

被保険者であることの確認を受けた
上、受給者証を提示するものとする。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和3年3月1日から施行します。

〔議第 6 号〕

美濃加茂市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：65頁】

◎ 改正の概要

老人デイサービスセンターは、平成12年の介護保険制度開始当初、市で場所を提供し、平成18年以降は、指定管理で運営をしていました。市内に老人デイサービスセンターは指定管理施設で2か所あり、そのうちの1か所である「みのかも西デイサービスセンターあじさい」は、築20年を経過しており、建物の設備等の老朽化が顕著になってきています。もう一方の「すこやかタウン美濃加茂デイサービスセンター」は総合福祉会館と併設しており、建物の設備等は老朽化しているものの、総合福祉会館と一体で管理しているため、総合福祉会館の整備等の計画に基づき、順次更新をされています。

そこで、今後の「みのかも西デイサービスセンターあじさい」について、今年度で指定管理期間が終了することから、運営の見直しを行いました。今までは指定管理施設として建物の設備等の修繕費については、協定に基づき支払をしてきましたが、修繕の規模が大きくなってきており、今後大規模な修繕が必要になってきています。このことから、当該施設における費用対効果が低いと判断し、「みのかも西デイサービスセンターあじさい」における老人デイサービスセンター事業の廃止を進めるため、条例の一部改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 名称及び位置の改正（第2条関係）

表からみのかも西デイサービスセンターあじさいの項目を削ります。

【改正前】

名称	位置
すこやかタウン美濃加茂デイサービスセンター	美濃加茂市新池町三丁目1736番地1
みのかも西デイサービスセンターあじさい	美濃加茂市加茂野町鷹之巣2157番地

【改正後】

名称	位置
すこやかタウン美濃加茂デイサービスセンター	美濃加茂市新池町三丁目1736番地1

◎ 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行します。

〔議第7号〕

美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例について

【議案書：66頁】

◎ 改正の概要

保険料は、3年間の計画期間ごとに算定することとされており、令和3年度から令和5年度までの第8期事業計画期間における所得段階別保険料を設定するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 所得段階別保険料の設定（第2条関係）

所得段階	保険料年額		
	改正前	改正後	差額
第1段階	19,440円	20,160円	720円
第2段階	32,400円	33,600円	1,200円
第3段階	45,360円	47,040円	1,680円
第4段階	55,080円	57,120円	2,040円
第5段階	64,800円	67,200円	2,400円
第6段階	71,280円	73,920円	2,640円
第7段階	81,000円	84,000円	3,000円
第8段階	97,200円	100,800円	3,600円
第9段階	103,680円	107,520円	3,840円
第10段階	113,400円	117,600円	4,200円
第11段階	123,120円	127,680円	4,560円
第12段階	129,600円	134,400円	4,800円
第13段階	136,080円	141,120円	5,040円
第14段階	149,040円	154,560円	5,520円
第15段階	162,000円	168,000円	6,000円
第16段階	174,960円	181,440円	6,480円

※第1段階～第3段階については、軽減後の額で記載

◎ 施行期日等（附則）

- この条例は、令和3年4月1日から施行します。
- この条例による改正後の美濃加茂市介護保険条例第2条の規定は、令和3年度の保険料から適用し、令和2年度までの保険料は従前の例によるものとします。

〔議第 8 号〕

美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書：69頁】

◎ 改正の概要	
○法令改正情報	
公布される法令	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号） ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）
条例改正に影響する施行日	<p>平成30年4月1日</p> <p>令和3年4月1日</p>
改正された省令	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
条例改正に影響する条	第1条、第2条、第3条、第3条の4、第3条の29、第3条の30、第3条の30の2、第3条の31、第3条の32、第3条の37、第3条の38の2、第6条、第14条、第15条、第16条、第18条、第29条、第30条、第32条、第33条、第34条、第37条、第37条の2、第37条の3、第40条の3、第40条の5、第40条の12、第40条の14、第40条の16、第42条、第45条、第46条、第47条、第54条、第61条、第63条、第64条、第65条、第68条、第81条、第82条、第83条、第88条、第90条、第91条、第92条、第93条、第97条、第101条、第102条、第103条、第105条、第108条、第110条、第118条、第125条、第126条、第129条、第131条、第133条、第137条、第138条、第143条の2、第143条の3、第145条の2、第148条、第149条、第151条、第155条、第157条、第160条、第162条、第166条、第167条、第169条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条、第179条、第182条、第183条及び附則第10条

◎ 改正の主な内容

- 高齢者虐待防止の推進（第3条、第31条、第40条の2、第55条、第59条の12、第59条の34、第73条、第100条、第122条、第145条、第168条及び第186条関係）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための研修等を実施するとともに、研修等の措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付けるものです。

- 感染症対策の強化（第33条、第59条の16及び第171条関係）

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施を義務付けるものです。

- 会議や多職種連携における ICT の活用（第33条、第39条、第40条の2、第59条の16、第59条の17、第59条の36、第87条、第117条、第138条、第157条、第158条、第171条、第175条及び第182条関係）

運営基準において実施が求められる各種会議等について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めるものです。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行します。

〔議第 9 号〕

美濃加茂市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書：145頁】

◎ 改正の概要	
○ 法令改正情報	
公布される法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号） ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）
条例改正に影響する施行日	平成30年4月1日 令和3年4月1日
改正された省令	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）
条例改正に影響する条	第1条、第3条、第5条、第8条、第9条、第10条、第27条、第28条、第28条の2、第30条、第31条、第32条、第37条の2、第39条、第44条、第45条、第46条、第49条、第57条、第58条、第59条、第64条、第70条、第71条、第72条、第73条、第77条、第78条、第79条、第80条、第82条、第85条、第86条及び第90条
◎ 改正の主な内容	
○ 高齢者虐待防止の推進（第3条、第27条、第37条の2、第57条及び第80条関係）	
<p>利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための研修等を実施するとともに、研修等の措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付けるものです。</p>	
○ 感染症対策の強化（第31条関係）	
<p>介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施を義</p>	

務付けるものです。

○ **会議や多職種連携における ICT の活用（第 31 条、第 37 条の 2、第 39 条、第 49 条及び第 78 条関係）**

運営基準において実施が求められる各種会議等について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めるものです。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。

〔議第 10 号〕

美濃加茂市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書：172頁】

◎ 改正の概要	
○ 法令改正情報	
公布される法令	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号） ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号） ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）
条例改正に影響する施行日	<p>平成27年4月1日</p> <p>平成30年4月1日</p> <p>令和3年4月1日</p>
改正された省令	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）
条例改正に影響する条	第1条の2、第4条、第9条、第12条、第17条、第18条、第20条の2、第21条、第26条の2、第28条、第30条、第33条
◎ 改正の主な内容	
○ 高齢者虐待防止の推進（第4条、第20条及び第29条の2関係）	
<p>利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための研修等を実施するとともに、研修等の措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付けるものです。</p>	
○ 感染症対策の強化（第23条の2関係）	
<p>介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施を義務付けるものです。</p>	
○ 会議や多職種連携における ICT の活用（第33条関係）	
<p>運営基準において実施が求められる各種会議等について、感染防止や多職</p>	

種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めるものです。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和 3年4月1日から施行します。

〔議第 1 1 号〕

美濃加茂市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書：185頁】

◎ 改正の概要	
○ 法令改正情報	
公布される法令	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 1 1 3 号） ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 9 号）
条例改正に影響する施行日	令和 3 年 4 月 1 日
改正された省令	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生労働省令第 3 8 号）
条例改正に影響する条	第 1 条の 2、第 3 条、第 4 条、第 1 3 条、第 1 8 条、第 1 9 条、第 1 9 条の 2、第 2 1 条の 2、第 2 2 条、第 2 7 条の 2、第 3 1 条
◎ 改正の主な内容	
○ 高齢者虐待防止の推進（第 3 条、第 2 1 条及び第 3 0 条の 2 関係）	
<p>利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための研修等を実施するとともに、研修等の措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付けるものです。</p>	
○ 管理者要件の改正（第 6 条関係）	
<p>平成 3 0 年 4 月 1 日より、指定居宅介護支援事業所における管理者の要件が介護支援専門員から主任介護支援専門員に変更されましたが、人材確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能とするものです。</p>	
○ 会議や多職種連携における ICT の活用（第 1 6 条関係）	
<p>運営基準において実施が求められる各種会議等について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めるものです。</p>	
○ 感染症対策の強化（第 2 4 条の 2 関係）	
<p>介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を</p>	

求める観点から、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施を義務付けるものです。

○ 経過措置の改正（附則関係）

経過措置として、介護支援専門員を管理者とすることが令和3年3月31日まで認められていましたが、その期限を令和9年3月31日まで延長するものです。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和3年4月1日から施行します。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行します。

- (1) 第6条本文及び附則第2項の改正並びに同項の次に1項を加える改正
公布の日
- (2) 第16条第20号の次に1号を加える改正 令和3年10月1日

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第270号） 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）
条例改正に影響する施行日	令和3年1月1日
改正された法令	国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）
条例改正に影響する条	第27条の2、第29条の7及び附則第13条

○ 条例改正趣旨

- ・ 低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除について、個人が令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に低未利用地の譲渡をした場合には、税法上の特別控除として、低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除することができることとされたため、国民健康保険料の算定としても、低未利用土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る特別控除を適用するため、必要な条例改正を行うものです。
- ・ 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、令和3年1月1日に施行される個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除への10万円の振替）に伴い、国民健康保険料の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないようにするため、必要な条例改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 基礎賦課額の所得割額の算定（第13条関係）

国民健康保険料の所得割額を算定する際に、長期譲渡所得の金額から控除する金額に、低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除を加えて算定するために租税特別措置法第35条の3第1項を追加します。特別控除を受けた方は、所得額から特別控除を引いた額に所得割の料率を乗じて国民健康保険料の所得割額を算定します。該当となる方は、保険料が減額される可能性があります。

○ 軽減判定所得基準（第32条関係）

個人所得課税の見直しにより、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替となりました。

国民健康保険加入者のうち、低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、軽減判定用総所得を33万円から43万円に改正し、更に当該世帯に給与所得者等が2人以上いる場合には、当該基準額に、給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものとします。

軽減判定用総所得の改正のみの場合は保険料が増額となる世帯が発生するため、軽減の基準を追加することにより、現在軽減を受けている世帯が同所得状況であれば引き続き同様の軽減を受けることができますようになります。

	現行	改正後
7割軽減基準額	軽減判定用総所得が33万円以下の世帯	軽減判定用総所得が43万円＋（10万円×（給与所得者等の数－1））以下の世帯
5割軽減基準額	軽減判定用総所得が33万円＋（28.5万円×被保険者数）以下の世帯	軽減判定用総所得が43万円＋（28.5万円×被保険者数）＋（10万円×（給与所得者等の数－1））以下の世帯
2割軽減基準額	軽減判定用総所得が33万円＋（52万円×被保険者数）以下の世帯	軽減判定用総所得が43万円＋（52万円×被保険者数）＋（10万円×（給与所得者等の数－1））以下の世帯

被保険者数：同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者へ移行した者を含む。

給与所得者等：・給与の収入金額が55万円を超える者

・65歳未満で公的年金等の収入金額が60万円を超える者及び65歳以上で公的年金等の収入金額が125万円を超える者

公的年金受給者で給与所得もある場合は、給与所得者とする。

◎ 施行期日等（附則）

○ この条例は、令和3年4月1日から施行します。

○ 経過措置として、この条例による改正後の規定は、令和3年度以降の保険料から適用し、令和2年度までの保険料は従前の例によるものとします。

〔議第 13 号〕

美濃加茂市中部台地住居地域地区計画及び工業地域地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：200頁】

◎ 改正の概要

令和3年度組織機構改編に伴い、部名が変更になるため関係する条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 機構改正に伴う字句の整備（第9条関係）

「建設水道部」を「都市政策部」に変更します。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和3年4月1日から施行します。

〔議第 14 号〕

美濃加茂市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例について

【議案書：201頁】

◎ 改正の概要

公共下水道事業の全体計画を見直すことにより、計画処理人口及び計画一日最大汚水量が変更となったため条例を改正するものです。

また、町名変更や地方自治法の改正に伴い所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 計画処理人口及び計画一日最大汚水量の変更（別表第2関係）

事業区分		計画処理人口	計画一日最大汚水量
蜂屋川公共下水道事業	旧	11,820人	8,672m ³
	新	13,130人	8,184m ³
流域関連公共下水道事業	旧	32,161人	21,940m ³
	新	33,300人	17,907m ³
特定環境保全公共下水道事業	旧	5,089人	21,940m ³
	新	5,400人	17,907m ³

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和3年4月1日から施行します。